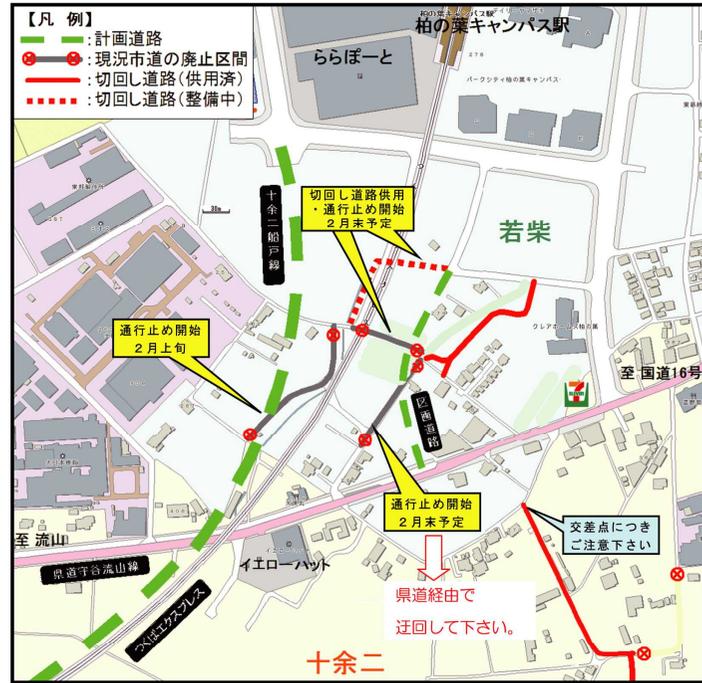


道路通行止め(廃道)・切回しのお知らせ

平成23年2月末から柏の葉キャンパス駅南側に位置する若柴地区において、宅地造成・道路整備のため、下記の道路通行止め(廃道)・切回しを予定しております。

実施日等については工事看板で案内するとともに、一定期間の交通整理員による誘導も実施しますので、利用の際には御注意願います。

皆様には御不便をおかけしますが、今後とも御理解、御協力をお願いいたします。



お問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

※第3者からの問い合わせについては、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いいたします。

《 千葉県東葛飾地域整備センター 柏区画整理事務所 》

〒277-0871 柏市若柴160-1

管理移転課 04-7134-1211 (移転補償等)

換地課 04-7134-1247 (換地、建築に係る76条申請、区画整理だより等)

工務課 04-7134-1294 (宅地造成、道路整備、調整池工事等)

F A X 04-7134-1299



柏北部中央地区

平成23年2月発行

区画整理 だより



新しい審議会委員が決定しました!!

平成22年11月16日に当地区土地区画整理審議会委員選挙が無投票により、宅地所有者15名、借地権者0名の新審議会委員が決定しました。また、学識経験者4名の審議会委員が決定いたしました。委員の任期は、平成22年12月5日から5年間です。

なお、借地権者については、平成23年3月27日に補欠選挙を行います。詳細については、以前お配りした資料を御覧ください。

また、前委員の方々には、平成17年度からの第2期審議会委員として、任期の5年間で数多くの議案を審議して頂き、事業の推進を図ることができました。誠にありがとうございました。

選挙に当選された委員の方々(五十音順、敬省略)

【宅地の所有者のうちから選挙された委員】

石塚 典生、江原 政一、大関 孝一、大野 一郎、萩嶋 明弘、
小林 和弘、坂巻 好明、中村 幸生、長本 真、増田 重雄、増田 敏夫、
満田 喬、米村 渉、協栄工業株式会社、三井不動産株式会社

【学識経験者を有するものから選任された委員】

内山 久雄、酒井 成浩、横田 一成、綿谷 徹郎

審議会会長及び会長代理の選出

平成22年12月16日に行われました第39回の審議会において、審議会会長及び会長代理が、以下のとおり選出されました。

土地区画整理審議会会長 増田 重雄 委員 会長代理 内山 久雄 委員

～増田会長御挨拶～

このたび会長に選任されました増田重雄でございます。私は、今回で二期目ですが、会長という重責をおおせつかり、身が引き締まる思いでございます。

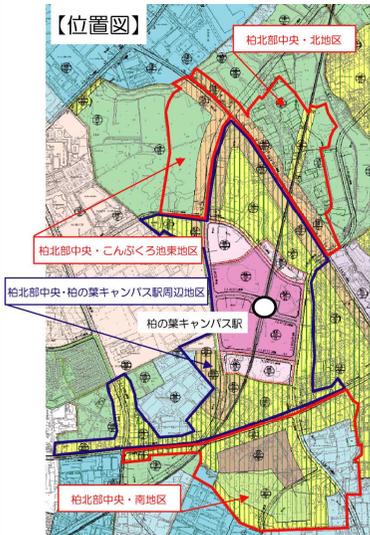
さて、本土地区区画整理も事業着手から11年目に入りまして、駅前にはマンション、商業施設等沢山建ち始め、また、歩道の広い立派な道路も整備され、街の変化を身近に感じているところです。

また、十余二地区の小学校が平成24年度に無事に開校されると伺っておりますが、立派な校舎が出来上がるだけでなく、子供たちが安心して通える道路の整備等も施行者の具にお願いしていきたくと思います。

今後とも地区全体の事業が進むよう、微力ではありますが、引き続き皆様のご協力を得ながら、務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

都市計画の変更・決定がされました！

【位置図】



柏北部中央・「北地区」、「こんぶくろ池東地区」、「南地区」の3地区(位置図参照)の都市計画(用途地域、高度地区、地区計画)の変更・決定について、千葉県及び柏市により手続きを一旦留保していましたが、土壌汚染の対応方法及び当初予定地における小学校開校が確定したことから、手続きを再開し、平成22年12月に変更・決定いたしました。

なお、平成17年1月に決定している柏北部中央・「柏の葉キャンパス駅周辺地区」についても今回の都市計画決定に伴う区域変更などを行いました。

詳細については、柏市役所都市計画課までお問い合わせ頂くようお願いいたします。

UDCK(アーバンデザインセンター)の移転

以前にご紹介しましたUDCK(正式名称:柏の葉キャンパス・アーバンデザインセンター)が下図のとおり移転しました。

UDCKとは?

柏の葉地区を中心に、国際性豊かな「環境・健康・創造・交流」のまちづくりの実現に向けて地域(柏市・柏商工会議所・田中地域ふるさと協議会)と大学(東京大学・千葉大学など)、民間企業や関係機関、市民が協働する場です。

UDCKでは、まちづくりをテーマとした企画展やイベント、ワークショップ等が行われ、その他にも街の模型や街の将来計画等の様々な展示をご覧になれます。



お気軽にお立ち寄り下さい！

土地区画整理審議会開催の報告

【第39回 土地区画整理審議会】

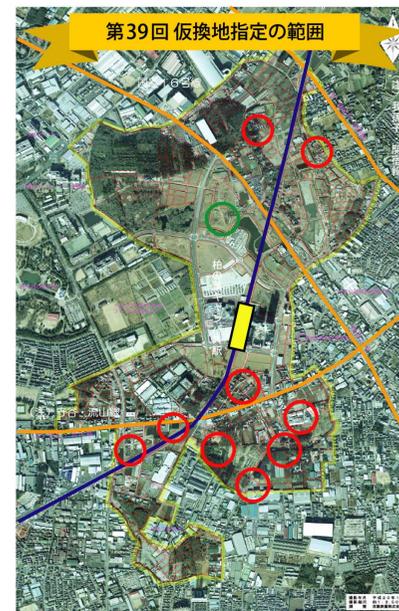
開催日:平成22年12月16日(木)

出席委員:19名

第39回の審議会では、第1号議案で、「土地区画整理審議会委員の会長及び会長代理の選出について」で、表ページのとおり決定いたしました。

第2号議案で、十余二地区小学校の周辺道路及び都市軸道路の整備に係るものをはじめとする十余二地区外、造成工事に伴う正連寺地区外、共同住宅区をはじめとする若柴地区外の土地の仮換地指定を諮問し、承認されました。

※ 右の写真に記載されている○の位置が従前地の仮換地指定、○の位置が共同住宅区の申し出換地になります。



換地課からのお願い！

1. 権利が変動した場合はお知らせください。

当該土地区画整理事業施行地区内で、売買や贈与により土地や建物の所有権移転があった場合、所有権移転登記を行った後、できるだけ早くお知らせください。届出用紙は、当事務所に用意してあります。

施行者からのお知らせ等を的確に行えるようご協力ください。

2. 建築行為等を行う場合はご相談ください。

当該土地区画整理事業施行地区内では、事業が完了するまでの間(換地処分公告の日まで)土地区画整理事業上の障害となる恐れがある次の建築行為等を行うときは、許可が必要になります。事前に当事務所にお越しいただき、申請(土地区画整理法第76条申請)の事前相談を行っていただくようお願いいたします。

- ① 建築物、その他の工作物の新築、改築および増築
- ② 土地の形質の変更(切土、盛土、土砂・瓦礫等の搬入・積み等)
- ③ 移転が容易でない物件(重量が5t超)の設置または積み

なお、事前相談の後、申請書をお渡しますため、必要事項をご記入の上、柏市北部整備課へ申請書を提出していただきます。